

(案)

被災事業者等による県外販路開拓の取り組みを支援します！

被災中小企業等販路開拓・マッチング支援助成事業のご案内

公益財団法人いわて産業振興センターでは、首都圏をはじめとする県外の販路開拓に取り組む被災事業者の方を支援するため、「被災中小企業等販路開拓・マッチング支援助成事業」の公募を開始しました。

助成を希望される方は、下記の事項に留意のうえ、積極的にご利用ください。

〈助成対象者〉

中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」、及び法人格を有する中小企業者の団体であり、次の全ての項目に該当している方

- ◆ 岩手県内に本社又は主要な事業拠点（工場等）を有していること
 - ◆ 東日本大震災によって事業資産・販路等に被害を被っていること、又は震災発生後3年以内に津波被災地域（沿岸部12市町村）で創業していること
 - ◆ 同一の経費について、他の支援機関等から重複して助成を受けていないこと
 - ◆ いわて希望ファンド、いわて農商工連携ファンドの助成期間中でないこと
- ※ 上記の条件を全て満たしている場合であっても、公序良俗の観点等からセンターが適当でないと思われる場合は、申請の受け付けをお断りすることがあります。

〈助成率〉

- ・ 工場・店舗等が「半壊」以上の被害を受けた方で、震災の発生前・発生後ともに津波被災地域で事業を営んでいる方 → 4/5以内
- ・ 工場・店舗等が「半壊」以上の被害を受けた方で、震災のため、津波被災地域からそれ以外の地域へ移転して事業再開した方 → 3/4以内
- ・ 震災発生後3年以内に津波被災地域で創業した方 → 3/4以内
- ・ その他の方（物的被害が比較的軽微であった方等） → 2/3以内

〈助成対象経費及び助成限度額〉 どちらか一方を選択し、申請してください。

- ◆ 展示会等出展費 15万円以上 30万円以下
国内で開催される展示会・見本市等の出展料（小間代）、小間装飾費用、展示会等の会場までの往復運賃（1名分）
 - ◆ 販促グッズ製作費 5万円以上 10万円以下
販売促進活動のために使用するパンフレット、展示パネル、配布用DVD、はんでん、スタッフジャンパー、のぼり等の製作費用（新規に製作するものに限りです。）
- ※ 消費税は助成対象外です。鉄道・バスの運賃等も、消費税相当分を除外のうえ助成額を決定します。
※ 助成決定後4か月以内に対象経費の支払いが全て完了することが助成の条件となります。
※ 助成金額が確定し振り込まれるまでの間、対象経費の支払いを立て替えていただく必要があります。
※ 展示会等出展費については、下記に定める公募期間の終了時において開催期間が未到来のものであれば、出展に係る費用を支払い済みであっても助成します。

助成額は、対象となる経費に前項の助成率を掛け、千円未満を切り捨てて求めた金額と、

上記の助成限度額のうちどちらか低い方とします。

〈第2回公募期間〉

平成29年10月23日（月）～平成29年11月30日（木）

〈申請方法〉

様式第1「助成申請書」及び「様式第1別紙」に該当事項を記載し、関係書類（罹災証明書、展示会等出展費の場合は出展費請求書等、販促グッズの場合は見積書・助成申請物件のデザイン画等）を添えて下記あてに提出してください。

申請様式は、いわて産業振興センターのホームページ（下記）からダウンロードできます。

<http://www.joho-iwate.or.jp/>

〈申請にあたっての注意点〉

- ◆ 展示会等出展費のうち、次のものは助成対象外とします。
 - ・ 百貨店・スーパー等における催事等、商品の販売を主目的とする催し物
 - ・ 特定の政治・宗教・社会活動を行っている団体等が主催する催し物
 - ・ 往復運賃のみの申請
- ◆ 販促グッズ製作費のうち、次のものは助成対象外とします。
 - ・ 主として地域内の住民を対象とする商品・サービスに係るもの
 - ・ 従業員数を超える数量のユニフォーム類（はんでん・スタッフジャンパー等）
 - ・ 新聞折込チラシ・セールのチラシ・季節商品のカタログ等、宣伝の効果が地理的・時間的に限定されるもの
 - ・ すでに販売促進に使用されている印刷物の増刷・改訂等
- ◆ 販促グッズ製作費に対して助成申請する場合、必ず 2社以上から見積り（相見積り）を取り、両方を見積書を提出してください。

【申請・お問い合わせ】

公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 立柳

〒020-0857 盛岡市北飯岡二丁目 4-26

TEL : 019-631-3823 E-mail : joho@joho-iwate.or.jp